

口蹄疫対策特別措置法概要

第一 趣旨

この法律は、平成22年4月以降において発生が確認された口蹄疫^{てい}に起因して生じた事態に対処するため、口蹄疫のまん延を防止するための措置、口蹄疫に対処するために要する費用の国による負担等の特別措置について定めるものとする。

第二 口蹄疫のまん延を防止するための措置

一 車両等の消毒の義務

農林水産大臣指定地域内の消毒ポイントの通行者に対するその車両等や身体^{てい}の消毒の義務付け

二 患畜又は疑似患畜の死体の焼却又は埋却の支援

①農林水産大臣指定地域内における家畜防疫員による患畜等の死体の焼却・埋却の支援、②国・地方公共団体による土地の確保、作業従事者の派遣等の支援

三 患畜等以外の家畜の殺処分等

①都道府県知事による緊急時の予防的殺処分の勧告及び実施、②都道府県による損失の補てん又は補償、③都道府県による埋却等の費用の交付

四 農林水産大臣の都道府県知事に対する指示等

①農林水産大臣の都道府県知事に対する指示、指示に従わないとき等の実施（消毒、埋却等支援、予防的殺処分）、②農林水産大臣によるワクチン注射の実施

五 その他

①焼却又は埋却に関する留意事項、②家畜防疫員の確保、③簡易畜舎の建設等を促進するための農地法に係る措置、④催物の開催の停止の要請等、⑤患畜の判定の迅速化のための措置、⑥口蹄疫のまん延を防止するための措置についての適切な配慮、⑦口蹄疫のまん延の防止に関する調査研究等、⑧偶蹄類に属する野生動物の監視等、⑨ねずみ等の駆除等の実施

第三 口蹄疫に対処するために要する費用の国による負担等

一 家畜伝染病予防法に基づく口蹄疫に対処するための費用の国による負担

①患畜等のと殺の適切・確実な実施やその所有者への経済的支援に資するための国による必要な財政上の支援、②家畜所有者が行う消毒及び埋却等に要する費用及び都道府県の家畜伝染病予防法の執行費用について、これらの者の実質的負担を生じさせないために必要な財政上の措置

二 口蹄疫に対処するために要する費用の国による負担等

都道府県が行う消毒、埋却等、予防的殺処分に伴う損失補償等に要する費用の国による全部又は一部の負担

三 家畜等の移動等の禁止等により生じた損失の補てん

四 農業者年金の保険料の免除等の特例

第四 生産者等の経営及び生活の再建等のための措置

一 牛、豚等の家畜の生産者等の経営の再建等のための措置

二 地域再生のための基金等による支援

第五 その他

税制上の措置

平成24年3月31日までの時限立法とすること等